

## 公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、監査委員 田中多門 及び 同 寺崎いわお（平成21年6月22日辞任） 同 八尋義伸 及び 同 本村英幸（平成21年6月23日就任） 同 島原修一 並びに 同 大脇久和が実施したものです。

平成21年 7月28日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

# 財務監査及び事務監査報告(1)

## 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課 等 内 訳	期 間
都市建設部	総務、防災対策室、都市計画課、総合交通対策室、 新幹線久留米駅周辺整備推進室、建築課、 設備課、建築指導課、住宅課、住宅企画室、 公園緑化推進課、路政課、道路課、 国道整備対策課、公園土木管理事務所、 河川課、用地課、花畑地区整備推進室	平成21年5月12日 ～ 6月30日
農政部	総務、農政課、担い手育成推進室、生産流通課、 みどりの里づくり推進課、農村整備課、 中央卸売市場	平成21年5月19日 ～ 6月30日

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

## 事務監査

### 〔都市建設部・農政部〕

公共土木施設等に係る管理区分の見直しについては、責任の所在を早急に明確にするよう指摘していたが、実態としては進んでいない。全部を一度に改善できないのであれば、少しでもできる部分から実際に取り組みたい。

### 〔都市建設部〕

- 1 久留米市直轄の消防事務が、平成21年度からは一部事務組合管轄の広域消防事務となり、久留米市としては直接的に指揮命令を執ることができなくなったことで、久留米市災害対策本部における常備消防との連携に、今後どういった影響があるのか、しっかりと検証を行い、久留米市民のためにこれまで同様の役割が発揮できるよう、体制の整備を図られたい。
- 2 防犯灯・街路灯設置助成制度については、合併から4年を経過した中で、依然として旧1市4町各々の制度での運用が続いている。他の様々な制度について統一が進められていることもあるので、公平性確保の観点からも、今年度中には当該制度についても取扱基準の統一を図られるよう努力されたい。
- 3 河川・排水路台帳は河川管理の基本となるべきものであるが、旧4町のうち3町分は未整備のままなので早急に整備されたい。  
また、用地の取得方法については、旧久留米市は寄附方式、旧4町は買収方式と異なっているので、速やかに統一するよう努力されたい。
- 4 市の附属機関である審議会等について、長期間にわたり全く開催されておらず、委員も委嘱されていないものや、委員の任期を超える間隔でしか開催されていないもの、審議会等に関連し置くべき特別職非常勤職員が置かれていないものがあるので、運営のあり方について検討すること。
- 5 補助金や負担金等によって運営されている任意団体の事務局を各課で担当しているもののうち、一部の任意団体において、事業決算額に対して多額の繰越金（預金を含む）が発生しているものが見受けられるので、事業の充実を図るか、あるいは負担金率（額）を見直すなど、関係市町等との協議を踏まえて繰越金が適正な水準となるよう適切な措置を講じられたい。

### 〔農政部〕

- 1 西部土づくりセンター整備と併せて、軽運動や少年スポーツの振興、レクリエーションいこいの場として、農村運動広場（多目的広場）を整備中であるが、貴重な税金を投入して整備する以上、この施設が市民にとって有効に活用できるようにするためには、どういった方法が一番適切であるのか、供用開始までには十分検討されたい。
- 2 久留米市のホームページで、平成16年度より後の情報更新がなされていないものがある。

## 財務監査

### 〔臨時職員賃金支給事務〕

- 1 臨時的任用職員の賃金について、勤務日数や遅刻・早退の時間数を誤って算定したことにより、支払額を誤っているものがある。《追給・戻入済》  
(都市建設部)
- 2 臨時的任用職員について、実際には出勤していたにもかかわらず、出勤簿の該当日の欄に押印がないものがある。  
(都市建設部)

### 〔契約事務〕

- 1 特定事業者との随意契約の理由の説明が十分でないものがある。  
(都市建設部)
- 2 見積書の徴取について、省略を可能とする規定がないにもかかわらず、省略しているものがある。  
(都市建設部)
- 3 契約保証金や入札保証金を免除する際に、起案文書上に契約保証金や入札保証金の免除理由及び適用条項が明記されていないものがある。  
(都市建設部・農政部)
- 4 業務委託実施伺の起案のみ又は契約締結伺の起案のみで契約が締結されているものがある。  
(都市建設部)
- 5 契約書に明記されている別紙が添付されていないものがある。  
(都市建設部)
- 6 契約書や請書に、仕様書や図面が添付されていないものがある。  
(農政部)

### 〔財産管理事務〕

- 行政財産の目的外使用について、更新申請に対する許可の事務処理が遅滞しているものがある。  
(都市建設部)

## 財務監査及び事務監査報告(2)

### 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	期 間	監査実施形式
高良内財産区	平成21年5月19日 ～ 6月30日	実地監査

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務事務及び一般事務の執行状況を対象とし、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 監査の結果

監査の結果、事務・事業は、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

#### **事務監査**

公印に関する規程や、冠記などの文書に関する規程、管理する情報の公開に関する規程等の整備がなされていないので、必要な法整備のあり方について検討し取り組まれたい。

# 財務監査及び事務監査報告(3)

## 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	期 間	監査実施形式
田主丸財産区	平成21年5月19日 ~ 6月30日	実地監査

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務事務及び一般事務の執行状況を対象とし、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 監査の結果

監査の結果、事務・事業は、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

### **事務監査**

公印に関する規程や、冠記などの文書に関する規程、管理する情報の公開に関する規程等の整備がなされていないので、必要な法整備のあり方について検討し取り組まれたい。